C　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における全国の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数を、学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における全国の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数で除して得た数値（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　特定被災地方公共団体のうち、岩手県、宮城県及び福島県の「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするものに係る投資態容補正係数の算定については、第十一条第二項の表都道府県の項第三号中「前年の」とあるのは「平成二十二年」とする。

四　特定被災地方公共団体のうち、双葉郡双葉町及び同郡葛尾村の「小学校費」で学級数及び学校数を測定単位とするもの並びに「中学校費」で学級数及び学校数を測定単位とするものに係る学級数急減補正係数及び学校数急減補正係数の算定については、それぞれ第十六条第一項の表市町村の項第二号算式の符号A及び同項第三号算式の符号A中「その年の」とあるのは「平成22年」とし、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村の「小学校費」で学級数及び学校数を測定単位とするもの並びに「中学校費」で学級数及び学校数を測定単位とするものに係る学級数急減補正係数及び学校数急減補正係数の算定については、それぞれ第十六条第一項の表市町村の項第二号算式の符号B及び同項第三号算式の符号B中「前年の」とあるのは「平成22年」とする。

五　特定被災地方公共団体の市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「その他の教育費」のうち幼児数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数の算定については、それぞれ第十条第十五項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、双葉群広野町、同郡楢葉町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村以外の特定被災地方公共団体については負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とし、第十条第十三項中「当該合算した率が1・〇〇〇に満たないときは1・〇〇〇」とあるのは「当該合算した率が1・〇〇〇に満たない市町村（双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村を除く。）にあつては1・〇〇〇」とする。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表の算式の符号Bの数値の欄に定める数値

経費の種類	算式の符号Bの数値
小学校費	学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における当該市町村立の小学校に在学する児童数
中学校費	学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における当該市町村立の中学校及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒数
高等学校費	学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における当該市町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数
その他の教育費	学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における当該市町村立の幼稚園に在学する幼児数

C　特例率を加算する前の普通態容補正係数に寒冷補正係数を乗じて得た係数

D　次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表の算式の符号Dの数値の欄に定める数値

経費の種類	算式の符号Dの数値
小学校費	学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における全国の小学校に在学する児童数（双葉郡双葉町及び同郡葛尾村については、第1号の表測定単位の数値の算定方法の欄に規定する数とする。）を、学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における全国の小学校に在学する児童数で除して得た数値（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
中学校費	学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における全国の中学校及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒数（双葉郡双葉町及び同郡葛尾村については、第1号の表測定単位の数値の算定方法の欄に規定する数とする。）を、学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における全国の中学校及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒数で除して得た数値（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
高等学校費	学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における全国の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数を、学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における全国の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数で除して得た数値（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
その他の教育費	学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における全国の市町村立の幼稚園に在学する幼児数（双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡双葉町及び同郡浪江町については、第1号の表測定単位の数値の算定方法の欄に規定する数とする。）を、学校基本調査規則によつて調査した平成22年5月1日現在における全国の市町村立の幼稚園に在学する幼児数で除して得た数値（小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

六　特定被災地方公共団体のうち、陸前高田市、石巻市及び本吉郡南三陸町の「農業行政費」に係る密度補正Ⅲ係数の算定については、第九条第一項の表市町村の項第十二号7中「前年度の」とあるのは「平成二十二年」と、「の延長」とあるのは「の延長として総務大臣が通知した延長」とする。

2　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村ごとの分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、道路の面積の分別又は按分については、第四十九条第三項第三号中「同項の表中四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、道路の延長の分別又は按分については、同項第四号中「同項の表中五」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三及び四」と、都市公園の面積の分別又は按分については、同項第七号中「第五条第一項の表中十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中五」と読み替えるものとする。

3　第一項第六号に規定する「農業行政費」に係る密度補正Ⅲの数値については、第四十九条第三項第三号の規定に準じてそれぞれ合併関係市町村に按分するものとする。

（平成二十四年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第二十二条　法附則第七条の三に規定する各都道府県における次の各号に掲げる収入の項目に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）